

臨場対象工事検査予定 (令和7年11月)

工 事 件 名	検査 種別	検査予定日	主な工種	工事 規模 ※1	担当事務所／申し込み先	ICT検査 ※2
令和6年度東海環状養老海津地区北道路 建設工事	中間	11月14日	道路土工	B	岐阜国道事務所／品質確保課 森谷工事品質管理官、多賀係長 tel 058-271-9816 fax 058-206-9848	
令和6年度八幡維持管内維持修繕工事	完成	11月10日	維持修繕	B	岐阜国道事務所／品質確保課 森谷工事品質管理官、多賀係長 tel 058-271-9816 fax 058-206-9849	
令和6年度 高山国道管内トンネル照明 設備工事	完成	11月27日	トンネル 照明設備工	B	高山国道事務所／工務課 杉田専門官 tel 0577-36-3821 fax 0577-36-3801	
令和6年度 41号高山国道管内防災工事	中間	11月6日	道路改良 工事	B	高山国道事務所／管理第二課 石原維持修繕係長 tel 0577-36-3824 fax 0577-36-3801	
令和7年度 41号東漆山洞門補修工事	中間	11月12日	道路維持 工事	B	高山国道事務所／管理第二課 森田専門職 tel 0577-36-3824 fax 0577-36-3801	
令和7年度 41号宮田地区歩道整備工事	中間	11月7日	道路改良 工事	B	高山国道事務所／下呂維持 白井係長 tel 0576-25-4701 fax 0576-25-4702	
令和6年度 沼津国道維持管内舗装修 繕工事	完成	11月5日	舗装工	B	沼津河川国道事務所／道路管理第二課 山本係長 ・ 竹中技官 tel 055-934-2006 fax 055-934-2015	
令和6年度 河津下田道路須原地区北 道路建設工事	中間	11月13日	道路土工	B	沼津河川国道事務所／工務第二課 足助係長 ・ 野田技官 tel 055-934-2007 fax 055-934-2015	○
令和6年度 1号藤枝BP道路整備工 事	中間	11月4日	道路土工	C	静岡国道事務所／品質確保課 垣内 tel 054-250-8909 fax 054-252-5820	○
令和4年度 139号富士改良蓼原本 線跨線橋鋼上部工事	完成	11月7日	鋼橋架設工	A	静岡国道事務所／品質確保課 垣内 tel 054-250-8909 fax 054-252-5820	
令和4年度 139号富士改良蓼原A ランプ跨線橋鋼上部工事	完成	11月10日	鋼橋架設工	B	静岡国道事務所／品質確保課 垣内 tel 054-250-8909 fax 054-252-5820	
令和4年度 139号富士改良蓼原B ランプ跨線橋鋼上部工事	完成	11月12日	鋼橋架設工	B	静岡国道事務所／品質確保課 垣内 tel 054-250-8909 fax 054-252-5820	
令和6年度 富士山北麓浅間沢遊砂地 整備工事	完成	11月28日	基幹堰堤工	B	富士砂防事務所／工務課 工務係長 tel 0544-27-4354 fax 0544-27-5986	

令和5年度 第一出張所管内維持修繕工事	完成	11月19日	維持修繕工	A	名古屋国道事務所／品質確保課 向井係長 tel 052-853-7351 fax 052-853-7352	
令和5年度 第三出張所管内維持修繕工事	完成	11月14日	維持修繕工	A	名古屋国道事務所／品質確保課 向井係長 tel 052-853-7351 fax 052-853-7352	
令和5年度 第四出張所管内維持修繕工事	完成	11月14日	維持修繕工	A	名古屋国道事務所／品質確保課 向井係長 tel 052-853-7351 fax 052-853-7352	
令和5年度 247号西知多道路東海JCT・EFランプ橋基礎工事	中間	11月6日	橋梁下部	A	愛知国道事務所／工務課 松原専門調査官 tel 052-761-1195 fax 052-761-5895	
令和5年度 247号西知多道路東海JCT・北道路建設工事	中間	11月21日	道路改良	A	愛知国道事務所／工務課 松原専門調査官 tel 052-761-1195 fax 052-761-5895	
令和3年度揖斐川御砂樋管改築工事	中間	11月28日	河川構造物	A	木曽川下流河川事務所/工務課 川瀬係長 tel 0594-24-5714 fax 0594-24-5727	
令和6年度 木曽川福原地区河川防災ステーション整備工事	完成	11月5日	築堤護岸	B	木曽川下流河川事務所/工務課 川瀬係長 tel 0594-24-5714 fax 0594-24-5727	

※1 工事規模 : A：契約金額が概ね3億円以上、B：契約金額が概ね1～3億円、C：契約金額が概ね1億円未満

※2 ICT検査 : 当該工事がICT活用工事ではない場合、またICT活用工事だが、検査対象にICTを含まない場合は空欄。

ICT活用工事であり、検査対象にICTが含まれる場合は“○”。